20 世紀初頭中国における保母養成制度の発足
―日本からの影響を中心に―

聶晶晶

はじめに

筆者は、20 世紀初頭における中国の幼児教育とその教員養成に注目し、中国の幼児教育の近代化の過程と日本からの影響を究明する研究を構想している。その研究の一環として、本論文では、中国最初の保母養成に関する法規、1904 年の「蒙養院及家庭教育法章程」を分析し、保母養成制度の特徴を明らかにする。あわせて官立と民間の保母養成機関での養成教育実践を分析することで、制度に基づいてどのような保母養成教育が展開されたのかの一端を明らかにする。

清末中国における幼児教育と教員養成について、制度の研究などはある程度あるが、具体的に特定の保母養成組織でどのような養成教育が行われていたかは明らかにされていない。しかし、中国学前教育史編写組の『中国学前教育史資料选(全一册)』(人民教育出版社)が清末の中国の幼稚園に関する史料を収録している。その中では、政府が発布した幼稚園に関する法規、各幼児教育機関のカリキュラムや学則、幼児教育史上の出来事が掲載されている。そのほか、舒新城編の『中国近代教育史资料（上、中、下)』(人民教育出版社)は中国の近代高等教育、中等教育、初等教育、社会教育などについて様々な教育法規や章程が収録されている。その中で、清末幼児教育制度の資料も散見できる。

本論文は上記の資料を用い、中国の保母養成教育の制度を探るものであるが、その検討課題は、第一に、1904 年に制定された中国最初の保母養成に関する法規である「蒙養院及家庭教育法章程」について、その作成背景を明確にする。第二に、同章程を分析することで、中国の保母養成制度の特徴を明らかにする。その際、日本の女子師範教育に関する法規と比較することで、日本からの影響にも着目する。第三に、中国における民間幼児教育機関の保母養成の実態を検討する。以上の検討によって、中国最初の幼稚園保母養成に関する法規の特徴を明らかにするとともに、その法規に基づいて、実際の保母養成がどのように行われたのかを明確にする。

1.「蒙養院及家庭教育法章程」における家庭教育に関する内容

1904 年には「奏定学堂章程」が制定され、中国の近代学校教育制度が始まった。「奏定学堂章程」の内容は「学務綱要」「大学堂章程」「高等学堂章程」「中学堂章程」「高等小学堂章程」「初等小学堂章程」「蒙養院及家庭教育法章程」から構成された。さらに、「蒙養院及家庭教育法章程」は「蒙養家教合一」「保育指導要旨および項目」「建物図書器具」と「管理人事務」の 4 章から構成されている。

「蒙養院章程及家庭教育法章程(以下章程と示す)」は、言葉の通り、蒙養院章程と家庭教育法章程と合わせたものである。章程の第一章は「蒙養家教合一章」で、その第一節は、「蒙養家教の

主旨は蒙養院をもって家庭教育を補助する。家庭教育は女学を包括する」[1]となっている。ここで蒙養院の教育機関としての性格が定義されている。蒙養院は単に保育を行う場所ではなく、家庭教育を補助する機能を持っている。そして、家庭教育は女子教育も含めている。つまり、この章程は保育（幼稚園）に関するだけではなく、家庭教育の内容も規定している。

章程の中で蒙養院に関する条例は 1900 年に日本で制定された「小学校令施行規則」を参照として作成された。ただし、「小学校令施行規則」の中では家庭教育に関する内容が規定されていない。言い換えれば、家庭教育に関する内容は中国の独自なものと言える。では、なぜ章程は家庭教育に至るまで規定したのか、また、女子教育を含む家庭教育は一体どのような教育であったのだろうか。以下、章程における家庭教育の定義を分析することで、章程の作成背景を明確にする。

章程の作成は清末の文学者・教育家、当時の京師大学堂の総教習であった呉汝綸からの影響が強かったとされている[2]。彼は 1902 年、中央政府の命令をうけ、日本に教育制度の視察に赴いた。呉は視察内容を記したものを『東遊叢録』としてまとめた。「函札筆談第四」の手紙や筆談の中には、女子教育に関する記述があった。前山陽高等女学校校長望月興三郎との女子教育についての筆談や手紙の中で、望月は以下のように述べている。

> 子どもの教育は、母親の腹の中から始まり、家庭、学校、それから社会へと続く。最も影響を受ける時期は胎内にいる時期と家にいる時期である。（中略＝引用者）幼い頃に母の教育がなければ、その後、学校にいくら良い教師がいても良い成果は得られない。女子教育の真義はここにある[3]。

望月は女子教育を普及させる必要性を主張した。また、「賢母」を養成することの重要性を説明した。望月の発言に対して、呉は「女学（女子教育）は幼児を保育するためとはいえ、最も重要なものである。全国の女子に教育を施さないと、幼児は良い気質も習得できなくなる。蒙養（幼児保育）は、まさに国民教育の基礎なのである」[4]と述べた。呉は女子教育の重要性を認めた。しかし、呉が支持した女子教育は、学校で行われるような近代的女子教育ではなく、家庭内で「賢母」を養成する教育であった。したがって、「蒙養院及家庭教育法章程」での「家庭教育」とは就学前家庭内で、幼児に対する保育と、母に対する教育という二層の意味があるといえる。この家庭教育の意義は、望月が主張した「賢母」養成のための女子教育の意義と同じであると言える。では、なぜ呉は女子教育を学校で行うことに賛同しなかったのか。

女学校を設立することに関して呉は「弊害があり、批判が多くあった」と述べている。つまり、政府を代表する呉は女性を学校に行かせることを望ましく思っていなかった。そのことは呉が日本にいるとき研経会（学習院の研究者を中心に設立された漢学の研究団体）と行った筆談からうかがえる。研経会側は、次のことを忠告したのである。

> （日本では）西学が盛になって、婦人や女子まで民主を唱えることになってしまった。幸い事件（女性参政権運動を指す）が大きく発展する前に押さえこんだのでよかった。中国も慎重になることを望む[5]。

このように、中国の女性に西洋の学問を学ばせない理由としては、日本において女性が権利を主張するようになったことがあったことがうかがえる。「蒙養院及家庭教育法章程」では、第二節でも女子教育について以下のように述べられている。

> 第二節　各国には幼稚園があるが、3 歳から 7 歳までの児童を保育するところである。女子師範学生が保母として子どもを教える。しかし、中国の場合、もし女学を設立すると、弊害があり、批判が多く、断じて宜しくない。女学がないと、幼稚園も多く建てられない。そのため、外国幼稚園の制度を適宜に学び、この章程をつくる[6]

つまり、清朝政府はすでに外国に女子師範学校があることを認識していたが、清政権、儒教の正統性を維持するため、女性のための学校を設置しない方針をとったのである。さらに、第十節に「中国では「男女有別（男性と女性の間に区別があり）」、若い女性は決して家から出て、学校に行くことができない。それに、西洋の本を読むことができない。もし外国の習俗をみて、模倣したら、中国の伝統的な礼教にしたがわなくなる。ゆえに、女性は家庭で教育を受け、母や保母から教育をうけることしかできない」[7]と女性が学校に行くことを禁ずる旨が強調されている。さらに、家庭教育の内容まで以下のように規定されていた。

> 第九節　保母学堂は急に立てられないため、蒙養院も多く設立できない。子どもを教育する場所は蒙養院だけでなく、家庭教育でも蒙養教育を行うことができる。家庭教育を行うには教科書が必要とされ、それゆえ各省の学堂によって、『孝経』、『四書』、『女誡』、『女訓』及び『教女遺規』などの本から、重要な内容を抽出し、図や解説を入れ、わかりやすい国定教科書として作成すべきである。さらに、外国の家庭教育の本を使ってもかまわない。例えば、中国の女性の道徳にふさわしい内容がある本、下田歌子の『家政学』をつかってもよい。上述した本はすべての家に一冊ずつ配布すべきである[8]

家庭教育の教科書は政府から指定されており、内容は伝統的な女性の道徳を論じたもので、儒教主義の影響が強かった。さらに、外国の家庭教育の本として下田歌子の『家政学』も取り上げられた。『家政学』（博文館、1893 年）は、華族女学校や実践女学校で実際に行った講義を校補したものである。内容としては、上巻の「家事経済・衣服・飲食・ 本邦料理・西洋料理」および、下巻の「住居・礼法・装飾・書簡・贈品・看病法・母の衛生および小児教養法・婢僕の使役」から構成されている。内容を見ると、これも「賢母」を養成するための教育として該当する。しかし、家庭教育は蒙養院以外の時間のこと、また幼児が蒙養院に入れないときに行う教育で、蒙養院で受ける教育とは異なっていたのである。また、蒙養院は幼児教育機関であり、幼児を保育する教師が必要であった。では、清末において、保育者の養成はどのように行われていたのだろうか。

２．「蒙養院及家庭教育法章程」における保母養成に関する規程

ここで、章程の特徴をもう一度確認してみると、章程は蒙養院（幼稚園教育）について規定しただけでなく、保母養成の制度も規定していた。章程の第三節は「各省府庁州県および市鎮には、すでに育嬰堂と敬節堂が設けられているので、その中に蒙養院を附設する」となっている。「奏定学堂章程」公布以前は、幼児のための機関としては、「育嬰堂（乳児院）」と「敬節堂（身寄りのない婦人の収容施設）」があげられる。これらは孤児や棄児を収容する伝統的な慈善施設として、明・清代を通じて各地に設立されたのであり、近代的幼児教育機関とは言い難かった[9]。つまり、蒙養院は幼児のために特別に設置される教育機関ではなく、救済施設の中に附設された。章程の第七節は「外国の女子師範学堂には保母講習科が置かれ、保母養成を行う。中国では女子師範学生がいないため、育嬰堂と敬節堂に蒙養院を附設する」となっている。そのため、幼児に対する教育を行う人は、自然と育嬰堂と敬節堂にいる乳母たちになる。では、これらの女性はどのように教員（保母）として養成されることになったのだろうか。章程は次のように規定している。

> 第四節　省城に 50 人以上の乳媪がいる育嬰堂と各府県城に 30 人以上の乳媪がいる育嬰堂には蒙養院を設置すべきである。そこの乳媪が保母として子どもを保育する。保育要旨と保育項目に従って保育活動をする。国定教科書は後で政府から配られる。乳媪の中に識字者がいる。これらの識字者が教科書を使って、ほかの乳媪を教える。当地で乳媪保母になりたい女性は育嬰堂で授業を受けることができる。しかし、人数は 30 人以内で、人数が多すぎると乱雑になるからである[10]

この条例から、保母養成課程の教授を担当するのは専門知識を持っている教師ではなく、育嬰堂の中の識字者であったことがわかる。教える内容は保育要旨、保育項目と「国定教科書」である。保育項目は「遊戯」、「歌謡」、「談話」、「工作」であり、日本の幼稚園の保育項目と同様であった。しかし、字が読めるだけで、実際に保育に関する知識を持っていない教師は、教育内容を十分に理解するのは困難であったと考えられる。そして、「国定教科書」とは、各省の学堂によって、『孝経』、『四書』、『女誡』、『女訓』及び『教女遺規』などの本から、重要な内容を抽出し、図や解説を入れたものであった。これらの本の内容は家庭教育の内容と同じ儒教的なもので、清朝政府が儒教思想を基盤として保母養成を行っていたことが分かる。資格については、第六節に、「一年たつと、授業を受講し、合格した乳媪は保母教習証明書（資格免許）を取得することが出来る。免許と奨励が地方官から出される。堂内、堂外の女性にも関わらず、保母養成授業をうけた女性には、その証明書を発行する」[11]というような資格の取り方が定められていた。

ただ、日本の「小学校令施行規則」では、第二百五条「幼稚園長及保姆ノ採用、解職ハ市町村立幼稚園ニ在リテハ府県知事之ヲ行ヒ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ府県知事ニ届出ツヘシ」と規定し、また第二百四条「幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス、保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ」と、保母の採用方法や保母の資格を規定していた。保母の採用、解職は政府で管理されていることがわかる。また、保母は尋常小学校本科正教員または準教員の資格が持っている人で、かな

り高度な専門知識が要求されている。当時の日本と比較すると、中国の教員が専門知識に欠けていることがわかる。

以上の考察結果をまとめると、章程が規定していた保母養成に関する内容は、近代的な幼稚園教育の保育項目を取り入れつつ、清末における儒教主義的性格を持っている。しかし、実際には保母養成のための師範学校がなく、自由に学校を通える学生もなく、専門知識を持っている教員もいなかったことから、近代的な女子教育を取り入れることができたとはいえないだろう。清朝政府は近代学制を学ぼうとしたが、女子教育の側面は保守的であり、近代的学制の導入は不完全であった。

３．幼稚園の中に附設された保育科とその教育内容

1904 年 2 月に湖北省の武昌で開園した湖北幼稚園は、中国最初の官立幼稚園である。幼稚園の設置を計画したのは湖広総督張之洞であった。1903 年秋、湖北巡撫端方は張之洞の命令をうけ、日本人教習 3 名（戸野みちゑ・丹雪江・武井ハツ）を招聘し、幼稚園の開設の準備をした。その際には「湖北幼稚園開弁章程」が戸野等の建議により作成された。章程の内容は幼稚園の編成や組織、保育項目などであった。更に「湖北幼稚園開弁章程」の、第 21 条には「幼稚園の中に保育科を附設する。学生は幼稚園で実際に練習を通して保育の仕方を学ぶ」[12]と記されている。また第 22 条は、「保育科は幼稚園より先に設置すべき」[13]となっている。つまり、幼稚園を開設するため、幼稚園教員の養成を行うこととしたのである。

そして、1904 年 2 月に湖北幼稚園は正式に開園し、園内に保育科が付設された。保育科は女子速成保育科とも呼ばれていた。この保育科は中国史上初めての官立の保母養成機関であり、保育科は 15－30 歳の女性を対象とした。保育科の教育内容は保育の原理、方法や保育項目であった。保育科の実態は「保育科が開設された後、若い女性 60、70 名ほどが入学した。日本の保母が保育知識を教えていた。これは中国の初めての幼稚園教員養成の機関である」[14]と記録されている。ただ、このように保母養成機関が幼稚園の中に附設されていた理由としては、当時中国にはまだ封建思想が強く残っており、女性のために学校を作ることが難しかったという背景があったためと考えられる。

実際、保育科が幼稚園の中に附設されていても、女性が学校に行くことは非難された。当時の女性を取り巻く状況としては「まちの人はみんな学校に行く若い女性を見にいく。たちまちのうちに、大騒ぎとなった」[15]という記述もあり、学校に通う若い女性たちは当時冷たい視線をうけた。その理由としては家を守るべき若い女性が街に出るのは礼儀正しくないとされていたためであった。当時の中国では男女間での取扱の差が非常に厳しく、年少の女子はいつも家にいて、家庭で裁縫や家事に関することのみを教えられ、外に出ることはできなかった。もし家を出ると、西洋書籍に接触したり、外国の習俗を学んだり、自ら配偶者を選ぶようなことを次第に行うようになり、父母、夫を蔑視する懸念があったためである。父母、夫の権威を守るため、女性を学校に行かせないことが民衆の選択であった。張之洞も周囲から批判されたことで、1904年8月に次のような文書を告示した。

湖北幼稚園は「蒙養院及家庭教育法章程」が発布される前に設置された。そのため、章程

にしたがわずに、園内に女子学堂を設置した。青年女性 6、70 人を集め、章程に違反していた。もし改正しないと、ほかの女性はこれを見て学校に行きたいと考えるようになり、あまりにも影響がわるい。そのゆえ、幼稚園内設置された女学堂を直ちに撤廃する[16]

結果として、中国最初の幼稚園保母養成機関は、外部からの圧力、特に、儒教的な考えに起因する風習によって、設立者自身が撤廃してしまった。つまり、「蒙養院及家庭教育法章程」が社会に影響を及ぼし、幼稚園に付設された最初の保母養成機関が閉鎖においこまれた。以上の事例から 1900 年代初めには、中国はまだ儒教思想が強く影響を及ぼしていたことがわかる。

４．民間保母養成機関

では、民間における保母養成機関はどのようなものだったのだろうか。章程は保母養成教育を育嬰堂と敬節堂でのみ行うと規定していたが、実際、政府は法規のみ公布して、あとは民間にすべて委任していた。中国初期の幼稚園をみると、設置主体者は清朝中央政府ではなく、各地の先進的な官僚郷紳や日本で学務視察経験をもつ知識人などであった[17]。そして、民間の有志により、専門的保母養成機関が作りあげられていったのである。以下、知識人厳修により設立された厳氏保母講習所を例に検討する。

厳修は女子教育と幼児教育を重視し、1902 年に、厳氏女塾を開設した。日本人の川本、山口、野崎[18]を招聘して、日本語、音楽、手工芸、織布、算術などの教授をはじめた[19]。1905 年に、厳氏女子小学校を創立し、蒙養院と保母講習所を併設した[20]。保母講習所は蒙養院よりも前に設立され、保母講習所の生徒は女塾の学生以外、保育を学びたい女性を受け入れた。また、生徒は入学した時にはすでにある程度の知識を持っており、日本人教師の大野鈴子が朝、蒙養院で実習生に対する教授を行い、午後には保母講習所で講義をする。

大野が担任した教育の科目は保育法、音楽、ピアノ、オルガン、体操、遊戯、手工であった[21]。大野は中国語を話せなかったため、日本で留学を経歴した厳修の長男厳智蠲が翻訳職を勤めた。英語、算術、生理、化学などの科目は張伯苓やほかの南開学堂[22]の教員が担任した。このような学科課程を設置した理由は、大野が女子高等師範学校出身者であったためと考えられる。高等師範学校の学科課程を確認すると、1891 年の本科課程は「倫理、教育、国語・漢文、英語、数学、地理・歴史、理科、家事、習字・図画、音楽、体操」[23]から構成されていた。1898 年の保母練習科の学科課程は「修身、教育（保育法、実地保育）、理科、図画、音楽」から構成されている。厳氏保母講習所のうちの「音楽、体操、英語、算術、化学」は女子高等師範学校の本科課程の「音楽、英語、数学、理科」といった学科課程構成と同様であった。また、厳氏保母講習所の「保育法、ピアノ、オルガン、遊戯と手工」は保母練習科の学科課程の「教育（保育法、実地保育）と音楽」と類似している。さらに、手工は恩物と関連していると推測できる。つまり、厳氏保母講習所の学科課程は、日本の女子高等師範学校の本科と保母練習科の学科課程を参考に形成されたことがわかる。

実際の保母養成教育では、大野はまず五線譜を生徒に教えていた。そして、生徒の学習程度に応じ、個別にオルガンやピアノを教え、卒業するまでに、最低でも行進曲を弾けるように指導していた。設立初期は、大野自身がオルガンを弾き、子どもに歌を教えていた。次第に、教えを受けた

保母講習所の生徒たちが子どもに歌を教えるようになった。1908 年に大野は日本に帰国するが、彼女は 1905 年から 1908 年の 3 年の間、20 名以上の保母を養成した。養成された保母は全員試験に合格し、卒業証書を手にした。卒業生は厳氏蒙養院、京師第一蒙養院、天津河北蒙養院、私立朝陽観蒙養院、厳氏女学、官立第二小学、官立第五小学などに奉職したとされている[24]。

しかし、保母講習所は大野が帰国した後、一旦中止された。その後、師範クラスが開かれた。学生たちは午前は授業をうけ、午後は蒙養院で実習に取り組むことになった。授業を行う教師も南開学堂の教員であった。この師範クラスは短期間設けられ、卒業生は 7、8 人程度であった。卒業生はほとんど幼稚園に就職し、まだ幼稚園教員が少ない時期に、養成された保母が北京や天津の地域の幼稚園の発展に重要な役割を果たしたのである[25]。このように、章程の影響を受けつつも、厳氏保母講習所は保母養成教育を模索し、後の中国幼稚園の興隆を準備した。

おわりに

以上、本論文では、「蒙養院及家庭教育法章程」の内容と保母養成機関における教員養成の実態を分析した。以下、本論文で分析した項目をまとめる。

まず、制度面では「蒙養院及家庭教育法章程」の作成背景と女子教育（保母養成）に関する内容を検討した。1904 年には「奏定学堂章程」が制定され、中国の近代学校教育制度が始まった。「奏定学堂章程」の作成背景を分析した結果、清朝政府はすでに女子教育の重要性を認識していたが、政権や儒教の正統性を維持するため、女性のための学校を設置しなかったことが明らかになった。それゆえ、女性は家庭でしか教育を受けられず、その教育の内容は伝統的かつ従順な女性を養成するものであった。そのため、保母養成教育をうける機会があるのは育嬰堂と敬節堂にいる乳母たちであり、さらに、保母養成課程の教師を担当するのも専門知識を持っている教師ではなく、育嬰堂と敬節堂の中の識字者であった。つまり、保母養成機能をもっている蒙養院は保母養成の専門機関ではなく、家庭教育の補助を中心とした機関であることがかわる。

また、章程が規定した保母養成に関する内容は、保育要旨、保育項目と「国定教科書」の作成についてであった。保育項目に関しては日本の幼稚園の保育項目と同様であり、日本から影響を受けていると見ることができた。そして「国定教科書」に関しては、各省の学堂によって『孝経』、『女誡』、『女訓』と『教女遺規』などの本から、重要な内容を抽出し、図や解説を入れたものであった。これらの内容は家庭教育の内容と同じ儒教的なもので、まだ「女徳」や「女は内を主とする」といった従来の女子に対する教育内容から十分に脱却できておらず、清朝政府が儒教思想を基盤として保母養成を行っていたことがわかる。清朝政府は一方で西洋的な教育を導入しようとしながらも、一方では中国の伝統的な家庭を維持しようとしていたのである。ただ、実践面では、湖北幼稚園に付設された保育科のように閉鎖においこまれてしまう機関もあったが、厳氏保母講習所のように日本人教師の援助を受けながら、近代的な保母養成教育の導入がはかられていた。そして、そうした機関で養成された保母たちが中国各地の幼稚園で幼児教育にあたることとなった。

以上のように近代保母養成制度の発足は、中国の近現代教育に大きな影響を与えた。ま

た、当時近代化を進めていた日本の教育を、中国は参考にしていたことがわかった。今後は、中国の保母養成教育だけでなく、実際の幼児教育がどのようなものであったのかを明確にしたい。

注

[1] 中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、93 頁。
[2] 董秋艶『近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究』、9 頁。
[3] 呉汝綸「函札筆談第四」『東遊叢録』、5 頁。
[4] 呉汝綸演述、大澤豊子速記「女子の教育に就て」『日本婦人』36 号、明治35 年10 月25 日。
[5] 同上、51 頁。
[6] 中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、93 頁。
[7] 同上、95 頁。
[8] 同上、95 頁。
[9] 何京玉「 清末における幼稚園教員養成制度」『中国四国教育学会　教育学研究紀要第 51 巻』、2005 年、43 頁。
[10] 中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、93 頁。
[11] 中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、94 頁。
[12] 陈元晖『中国近代教育史資料汇编』、上海教育出版社、2007 年、9 頁。
[13] 同上、9 頁。
[14] 何晓夏『簡明中国学前教育史』、北京师范大学出版社、2014 年、120 頁。
[15] 同上、120 頁。
[16] 『张公襄公全集』巻 105、公犊二十
[17] 一見真理子「日中教育文化交流史の一断面」、91 頁。
[18] フルネーム不詳。
[19] 楊玉珍「中国における幼稚園教育の導入と展開ー清朝末期から民国期までー」、1992 年、156 頁。
[20] 朱鵬「厳修の新学受容過程と日本―其の二・天津の紳商と近代初等学堂をめぐって」、天理大学学報、
[21] 厳仁清「回忆祖父严修在天津创办的幼儿园」、中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、111 頁。
[22] 張伯苓と厳修によって 1904 年に創設された。南開大学の前身。周恩来元首相も、南開大学の卒業生である。
[23]「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』1984 年、71 頁。
[24] 楊玉珍「中国における幼稚園教育の導入と展開ー清朝末期から民国期までー」、1992 年、156 頁。
[25] 厳仁清「回忆祖父严修在天津创办的幼儿园」、中国学前教育史編写組『中国学前教育資料選』、人民教育出版社、1989 年、112 頁。